

和泉市ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の  
愛玩動物のふんの放置を防止する条例

平成26年3月28日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、市民等、事業者及び市の相互協力の下に、ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止することにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、もって市民の快適な生活環境の保全及び都市環境の美化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ等 缶、瓶その他の飲食物を収納し、又は収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、プラスチック類その他これらに類する物で、投棄されることによってごみの散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て ごみ等をごみ箱等の回収容器その他の定められた場所（以下「回収容器等」という。）以外の場所に捨てることをいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内を通過する者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (5) 飼い主 飼い犬等の愛玩動物を所有し、又は管理する者をいう。
- (6) 公共の場所 道路、広場、公園、河川、水路その他の公共の用に供される場所をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、市民等及び事業者がこの条例の目的を達成するために行う自主的な取組を支援するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、自ら生じさせたごみ等を持ち帰り、又は回収容器等に収納することにより、自らの責任において適正に処分するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域における環境美化に努め、ごみ等のポイ捨て及び飼い犬等の愛玩動物のふんの放置を防止するため、清潔できれいなまちづくりの推進への意識を高めるとともに、この条例の目的を達成するために市が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、ごみ等のポイ捨てを防止するため、事業所及び事業活動を行う場所並びにその周辺において、環境美化に努めるとともに、ごみ等のポイ捨ての防止に向けた意識の啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、飼い犬等の愛玩動物を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携帯し、当該動物がふんをしたときは、そのふんを回収し、適切に処理しなければならない。

2 飼い主は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(ごみ等のポイ捨ての禁止)

第7条 何人も、ごみ等のポイ捨てをしてはならない。

(愛玩動物のふんの放置の禁止)

第8条 飼い主は、飼い犬等の愛玩動物のふんを放置してはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、公共の場所において、第7条又は前条の規定に違反した者に

対し、その行為を中止し、又は是正に必要な措置を講ずるよう指導し、又は勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わないときは、その者に対し、当該勧告に従うよう命ずることができる。

(公表)

第11条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なくその命令に従わないときは、その者の氏名その他規則で定める事項を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。